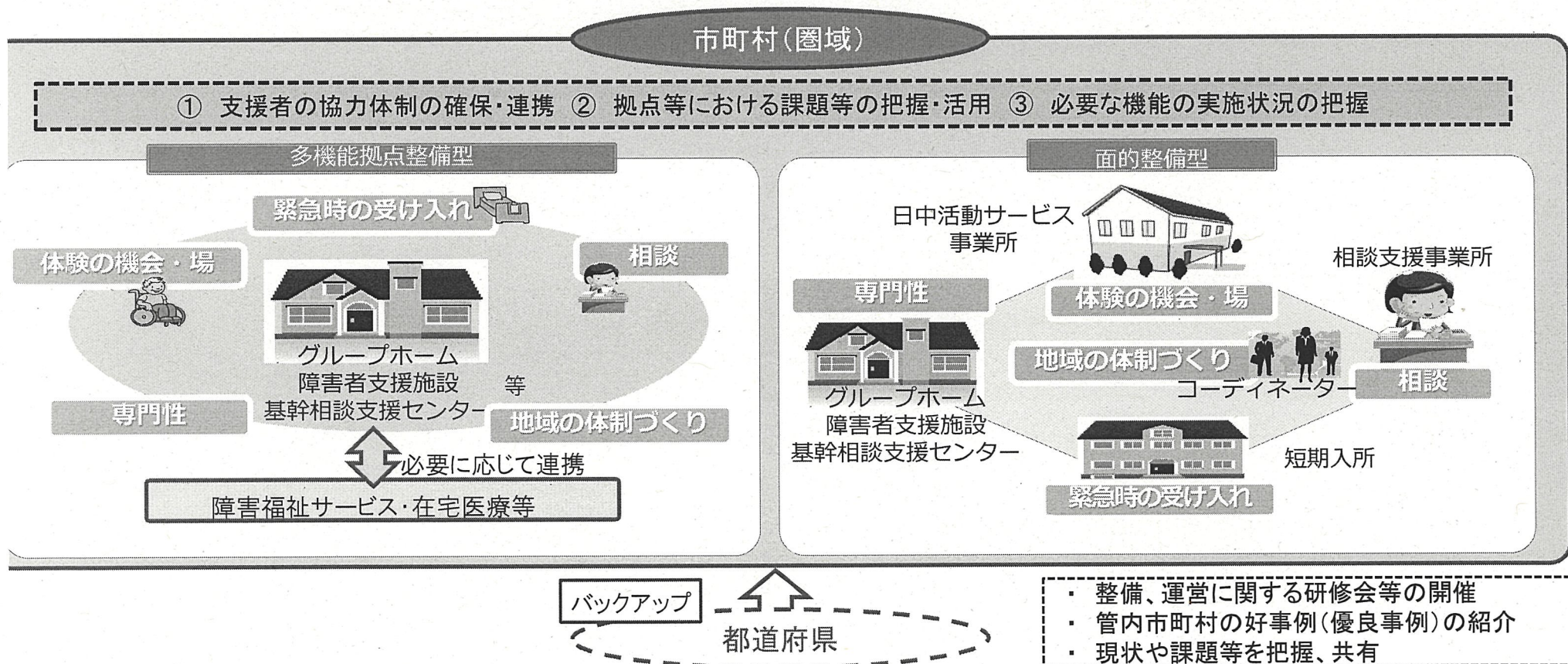


地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

■地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の整備例①（多機能拠点整備型）

パターン①：居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。

専門性

- ・福祉職員に対する各種研修の実施（地域生活支援事業 等）
- ・喀痰吸引等研修の実地研修等の場の提供（セーフティネット支援対策等事業）等

地域の体制づくり

- ・コーディネート事業（地域生活支援事業）等

企画、調整、バックアップ

市町村 等

緊急時の受け入れ

- ・緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算（短期入所）
- ・居室確保事業（地域生活支援事業）等

体験の機会・場

- ・体験的な利用の評価（共同生活援助）
- ・障害福祉サービスの体験利用加算（日中系サービス、地域移行支援）
- ・体験宿泊加算（地域移行支援）等

障害者支援施設

グループホーム

基幹相談支援センター

等

相談

- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援 等

・緊急訪問
・相談支援

・緊急通報
・緊急宿泊
・体験利用



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。

